

地域内特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成29年6月1日制 定
令和3年6月1日一部改正

(目的)

第1条 広島県が発注する土木一式工事に係る建設工事において、地域内における工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(特定共同企業体)

第2条 この要綱で定める特定共同企業体は、技術的難度の低い軽易な工事等について、地域内の優良な建設事業者の技術力を結集させ、上位等級と同等に取り扱うことにより、地域内の工事の円滑かつ安定的施工を図ること等を目的として、工事ごとに結成されるものとする。

(特定共同企業体の活用の基本)

第3条 特定共同企業体の活用は、地域内の建設業者等の状況及び工事内容を勘案したうえで行うものとする。

(施工方式等)

第4条 特定共同企業体は、構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。
2 この要綱に定める工事については、特定共同企業体と単体企業の混合による入札方式とする。

(対象工事)

第5条 特定共同企業体への発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、1億円以上5億円未満の技術的難度の低い施設の工事で、地域の建設業者等の状況及び工事内容等を勘案し、知事（建設産業課）が特に認めた場合に限り行うものとする。

(構成員の数)

第6条 特定共同企業体の構成員の数は、2者とする。

(組合せ)

第7条 特定共同企業体の構成員は、B格付業者とし、対象工事に対応する建設工事の種類の資格審査を受けた資格者（以下「有資格者」という。）の組合せとする。

(構成員の資格)

第8条 特定共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 土木一式工事の主たる営業所を地域内に有する者であること。
- (2) 土木一式工事について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、

相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

- (3) 土木一式工事の年間平均完成工事高の合計が対象工事の予定価格以上であること。
- (4) 第10条に規定する特定共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、土木一式工事について、特定建設業の許可を有すること。
- (5) 代表者は、土木一式工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置することができる者であることとし、その他の構成員は、土木一式工事に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- (6) 代表者は、土木一式工事について1, 122点以上の総合数値を有する者であること。

（出資比率）

第9条 特定共同企業体のどちらの構成員についても、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

（代表者）

第10条 代表者は、より大きな施工能力を有する者であり、出資比率が大きい者とする。

（結成方法）

第11条 特定共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

- 2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

（資格審査等に必要な事項）

第12条 この要綱に規定する特定共同企業体の資格審査等に必要な事項及び様式については、「特定建設工事共同企業体事務処理要領」の定めを準用するものとする。ただし、同要領第4条第1項第5号に定める技術習得（計画・報告）書については、提出を求めないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

令和3年6月1日改正については、令和3年6月1日から施工する。